

募集 令和2年度にちなん中国山地林業アカデミーの生徒募集（一般選考）について

にちなん中国山地林業アカデミーでは、令和2年度入学予定の生徒を次のとおり募集します。

○募集人員・研修期間 (1) 前期・後期：5名程度

※後期試験は、定員に達した場合実施しません。

(2) 研修期間：1年

○募集期間 前期：9月17日（火）～11月8日（金）／後期：12月2日（月）～令和2年2月14日（金）

○試験日 前期：11月17日（日）13：00～／後期：令和2年2月23日（日）13：00～

○選考会場 日南町役場 2階 第3会議室

○選考方法 小論文及び面接試験

○選考検定料 無料

○合格発表 前期：11月22日（金）／後期：令和2年2月28日（金）

○申請資格

令和2年4月1日現在で18歳以上の者かつ研修修了後に林業事業体等に就業希望があり、心身ともに健康である者である。

※その他詳細については、にちなん中国山地林業アカデミーのホームページをご覧ください。

☎にちなん中国山地林業アカデミー（一般財団法人日南町産業振興センター）

TEL 0859-84-0070 / FAX 0859-84-0080

HP <https://nichinan-ipc.or.jp/>

役場 農林課 TEL 0859-82-1114 / FAX 0859-82-1478

お知らせ 桜の苑利用料の取り扱いについて

桜の苑の利用料については、桜の苑のほか役場窓口において徴収してきましたが、今後は窓口が桜の苑に一元化となります。役場窓口においての使用料の徴収は8月30日（金）で終了となりますので、ご注意ください。

☎鳥取県西部広域行政管理組合

TEL 0859-29-5124

役場住民課 TEL 82-1112

催し にちなん糖尿病教室のご案内

糖尿病について、当院の糖尿病専門スタッフがわかりやすくお話しします。一緒に楽しく学びましょう。事前申し込みは不要です。お気軽に会場までお越しください。

☎9月19日（金） 14:00～15:00

☎健康福祉センター研修室

持ち物：筆記用具

☎糖尿病と歯科疾患

講師：入沢歯科医院 入澤 雄介先生

☎日南病院外来看護師 TEL 82-1235

催し 司法書士による「無料法律相談会」

鳥取県司法書士会では下記のとおり相談会を開催しますので、お気軽にご利用ください。

☎8月23日（金）16:00～20:00

（前日までに要予約 TEL 0857-24-7024）

☎米子コンベンションセンター 第1会議室

☎相続・遺言／不動産の贈与・売買／不動産・商業登記／成年後見の申立て／高齢者・障がい者の財産管理等

☎鳥取県司法書士会 TEL 0857-24-7024

催し 「公証週間休日法律相談」について

米子公証役場では、公証週間中（10月1日から7日まで）に公証週間休日法律相談を行います。

☎10月5日（土）及び6日（日）

9:00～15:00まで（2日間とも）

☎米子公証役場

（米子市加茂町二丁目113番地 加茂町ビル2階）

○相談内容 公正証書作成にかかる遺言、任意後見、離婚（感謝料・養育費等）などに関して、公証人が相談に応じます。

○その他 予約制ですので、事前に電話連絡をお願いします（平日9:00～17:00受付）。

相談は無料、秘密は厳守します。

☎米子公証役場 TEL 0859-32-33999

催し 金曜ゴゴ～土曜ヨル 美味しい楽しい交流イベント開催！

大山山麓・日野川流域観光推進協議会事業

つながるマルシェinえる・もーる×地ビールフェスタin米子

日南町はじめ、大山山麓と日野川流域の美味しい恵みが集合する「つながるマルシェ」と、各地の地ビールと絶品グルメが集合する「地ビールフェスタ」がコラボ！

米子ひまわり駐車場を舞台に、金曜ゴゴ～土曜ヨルは、大人も子供も楽しい食と交流イベントを開催！

土曜日は朝から、鳥取県9市町村自慢の朝どれ新鮮野菜や農水産加工品、新米、注目スイーツなど。ゆるキャラも登場！9月10日に開催します。家族そろってお出かけください。

☎9月27日（土） 15:00～21:00

ジャズを聴きながら地ビールを

9月28日（日） 10:00～21:00

マルシェ開店！9市町村の自慢が大集合！

※つながるマルシェは土曜10:00～15:00

10月は、25日（金）、26日（土）に開催

☎える・もーる商店街 ひまわり駐車場

○主催 角盤町商店街振興組合

☎tunagarum@bss-kikaku.com

お知らせ 年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

☎・高齢基礎年金を受給している方

・障害者基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

☎給付金専用ダイヤル

0510-05-4092（ナビダイヤル）

